東京電力(株) 福島第二原子力発電所

平成25年度 不適合管理委員会報告情報(平成25年 8月27日(火)分)

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。 法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成25年 8月27日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

 区分 I:
 該当なし

 区分 II:
 該当なし

 区分 II:
 該当なし

 その他:
 1 件

NO	号機等	不適合件名	グレード	備考
1		中央制御室ダスト放射線モニタ装置の操作・表示画面において、表示不良(画面をタッチしても表示されない)が認められたため、当該モニタを点検・修理。(測定値は他の監視装置により監視可能)	GⅢ	